

統合準備委員会だより



第2号 令和8年9月8日発行 【編集・発行】多摩4支部統合準備委員会

このおたよりは、東京労働基準協会連合会の八王子支部・立川支部・青梅支部・三鷹支部の統合（多摩地区労働基準協会支部）に関わる「統合準備委員会」等での検討内容や進捗状況について、会員の皆さんにお知らせするために発行しています。

第2号は統合後、新しく誕生する支部の名称、支部会則の抜粋（会費を含む）と会費を統一するに当たって検討した内容についてお送りいたします。なお、支部会則等は会員皆様からのご意見を踏まえ今後修正することがあります。

1. 支部の名称

支部統合後の名称は、八王子・立川・青梅・三鷹労働基準協会支部から「多摩地区労働基準協会支部」となります。

2. 支部会則（抜粋）

(1) 事業（会則第2条、東基連支部規程第2条関係）

八王子労働基準監督署、立川労働基準監督署、青梅労働基準監督署及び三鷹労働基準監督署の管轄地域内における事業を行います。

＊多摩地域の町田市を除く26市3町1村

(2) 支部役員（会則第3条、東基連支部規程第8条関係）

次の役員を選任します。

- ① 支部長 1名
- ② 副支部長 8名
- ③ 支部専門部会長 4名
- ④ 支部幹事 33名（支部長、副支部長、部会長を除く）
- ⑤ 会計監事 2名

＊当面の間、副支部長は各労働基準監督署管轄内の会員から各2名、専門部会長は同各1名、幹事は同各8名とします。

＊支部幹事に事務局長を選出し総数33名とします。

(3) 支部専門部会（会則第6条、東基連支部規程第14条関係）

支部に関する安全・衛生等の専門分野の議題を検討・協議するため、支部専門部会を設置します。

- ① 安全部会：労働安全規則等関係法令、災害防止等についての啓蒙啓発のための説明会、講習会等の開催に関する事項、関係官庁、関係団体等の連携、連絡及び行事協力等に関する事項、支部長賞、無災害記録証授与等に関する事

項

- ② 衛生部会：労働衛生規則等関係法令、労働衛生等についての啓蒙啓発のための説明会、講習会等の開催に関する事項、関係官庁、関係団体等の連携、連絡及び行事協力等に関する事項、支部長賞、無災害記録証授与等に関する事項
- ③ 広報部会：支部会報等の編集、発行、宣伝等に関する事項
- ④ 総務部会：支部発展の企画立案、会員増強運動、会員の福利増進、発展等に関する事項、新年賀詞交歓会、定時支部会員総会等の運営に関する事項
- (4) 会費（会則第 7 条、東基連定款第 9 条及び会費規程関係）
別表 1 の基準に基づき、毎年 4 月の会費徴収通知に基づき納入しなければならない。
- (5) 施行期日（附則第 1 条）
この会則は令和 10 年 4 月 1 日から施行する。
- (6) 最初の役員（附則第 2 条）
支部統合の日に就任する幹事（支部長、副支部長、部会長を含む。）及び監事は、別表 2 の役員名簿に記載のとおりとし、その任期は支部規程第 9 条に関わらず、令和 10 年度定時支部会員総会終結の時までとする。
*今後、現在の支部から上記（2）に記載する支部役員数を選任します。

（別表 1）

多摩地区支部 会費一覧

事業場規模	会 費（円/年）
10 人未満	6,000
25 人未満	9,000
50 人未満	13,000
100 人未満	18,000
200 人未満	30,000
300 人未満	40,000
500 人未満	50,000
1000 人未満	60,000
2000 人未満	80,000
2000 人以上	100,000

(別表2)

多摩地区支部役員名簿 (敬称略・順不同)

	役 職	氏 名	事 業 場 名		
1	支部長				
2	副支部長			八王子	
3	副支部長			八王子	
4	副支部長			立川	
5	副支部長			立川	
6	副支部長			青梅	
7	副支部長			青梅	
8	副支部長			三鷹	
9	副支部長			三鷹	
10	安全部会長				
11	衛生部会長				
12	広報部会長				
13	総務部会長				
14	幹事			八王子	安全
15	幹事			八王子	安全
16	幹事			八王子	衛生
17	幹事			八王子	衛生
18	幹事			八王子	広報
19	幹事			八王子	広報
20	幹事			八王子	総務
21	幹事			八王子	総務
22	幹事			立川	安全
23	幹事			立川	安全
24	幹事			立川	衛生
25	幹事			立川	衛生
26	幹事			立川	広報
27	幹事			立川	広報
28	幹事			立川	総務
29	幹事			立川	総務
30	幹事			青梅	安全
31	幹事			青梅	安全
32	幹事			青梅	衛生
33	幹事			青梅	衛生
34	幹事			青梅	広報

35	幹事			青梅	広報
36	幹事			青梅	総務
37	幹事			青梅	総務
38	幹事			三鷹	安全
39	幹事			三鷹	安全
40	幹事			三鷹	衛生
41	幹事			三鷹	衛生
42	幹事			三鷹	広報
43	幹事			三鷹	広報
44	幹事			三鷹	総務
45	幹事			三鷹	総務
46	会計監事				
47	会計監事				
48	幹事		事務局長	事務局	

3. 会費統一の考え方

現在、会員会費は支部ごとで異なっており、事業規模 10 人未満から 3,000 人以上までの 25 の区分、会費金額は 5,000 円から 117,000 円までとなっています。

統合後の会員数（1,203）を事業規模でみると、100 人未満の会員数は全体の 76%となっています。これを会費収入（23,092,400 円）でみると、事業規模 100 人未満の会費合計は全体の 50%となっています。

事業場規模	八王子			立川			青梅			三鷹		
労働者数	会費	会員数	金額	会費	会員数	金額	会費	会員数	金額	会費	会員数	金額
10人未満				9,000	37	333,000	5,000	98	490,000	7,000	39	273,000
20人未満							8,000	78	624,000			
25人未満	9,000	77	693,000	10,800	61	658,800						
30人未満							11,000	44	484,000	10,000	76	760,000
50人未満	13,000	38	494,000	13,000	61	793,000	17,000	65	1,105,000	13,000	32	416,000
75人未満				17,500	32	560,000						
80人未満										16,000	38	608,000
100人未満	18,000	50	900,000	21,600	22	475,200	30,000	47	1,410,000	20,000	21	420,000
150人未満				27,500	32	880,000						
200人未満	26,000	44	1,144,000	32,000	14	448,000				26,000	28	728,000
250人未満				36,000	13	468,000						
300人未満				40,500	6	243,000	41,000	36	1,476,000			
350人未満	35,000	20	700,000	46,500	8	372,000						
400人未満				51,000	9	459,000						
450人未満				55,500	10	555,000						
500人未満	43,000	6	258,000	60,000	1	60,000	51,000			40,000	16	640,000
750人未満				64,500	5	322,500						
1000人未満	52,000	7	364,000	70,500	5	352,500	60,000			56,000	7	392,000
1000人以上							68,000	2	136,000			
1500人未満				85,800	3	257,400				69,000	5	345,000
1500人以上										76,000	1	76,000
2000人未満	61,000			101,500	1	101,500						
2000人以上	69,000	2	138,000									
3000人未満				109,500	3	328,500						
3000人以上				117,000	3	351,000						
会費収入計	会員数	244	4,691,000円	会員数	326	8,018,400円	会員数	370	5,725,000円	会員数	263	4,658,000円

（4 支部合計） 会員数計 1,203 会費収入計 23,092,400 円 ※賛助会員、特別会員を除く

※八王子支部の 25 人未満は、10 人未満、25 人未満を含む

会費統一の条件として、現在の会費収入（23,092,400 円）と比較してあまり大きな差が生じないこと、会員数の 3/4 を占める事業規模 100 人未満の会費はなるべく低く設定することとして検討しました。また、現在 25 の区分に分かれている事業規模を 10 人未満、25 人未満、50 人未満、100 人未満、200 人未満、300 人未満、500 人未満、1,000 人未満、2,000 人未満、2,000 人以上の 10 の区分に整理することとしました。

事業規模区分ごとに会費額を想定してシュミレーションして比較した結果、上記別表 1 のとおり事業規模 10 人未満 6,000 円、25 人未満 9,000 円、50 人未満 13,000

円、100 人未満 18,000 円、200 人未満 30,000 円、300 人未満 40,000 円、500 人未満 50,000 円、1,000 人未満 60,000 円、2,000 人未満 80,000 円、2,000 人以上 100,000 円に想定した時、事業規模 100 人未満の会費総額は全体の 46%となりました。この時、事業規模 200 人未満から 2,000 人以上の会費総額は全体の 54%となり、想定した会費総額と現在の会費総額との差は 7,400 円となりました。この会費想定額が検討条件に近いことから、この金額をもって会費とすることとしています。

事業場規模	会員数	想定会費	想定会費収入	会員数	想定会費収入
10人未満	251	6,000	1,506,000	会員数 916 (76%)	会費小計 10,645,000 (46%)
25人未満	139	9,000	1,251,000		
50人未満	316	13,000	4,108,000		
100人未満	210	18,000	3,780,000		
200人未満	118	30,000	3,540,000	会員数 287 (24%)	会費小計 12,440,000 (54%)
300人未満	55	40,000	2,200,000		
500人未満	70	50,000	3,500,000		
1000人未満	24	60,000	1,440,000		
2000人未満	12	80,000	960,000		
2000人以上	8	100,000	800,000		
計	1203		23,085,000		23,085,000

※10 人未満会員数 251 は、八王子支部 25 人未満が全て 10 人未満と仮定したもの

上記の支部会則(抜粋)は統合準備委員会で検討したもので決定事項ではありません。ご意見やご質問等がありましたら、準備委員会までお寄せください。

ご意見・ご質問はこちらから ↓

tama-junbi@toukiren.or.jp